

重 要 事 項 説 明 書

(通所介護事業)

当事業所は介護保険の指定を受けています。

・老人デイサービスセンターきらら（栃木県指令高対第1101号）

当事業所はご契約者に対して指定通所介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

1. 事業所の概要

- | | |
|----------|------------------|
| (1) 法人名 | 社会福祉法人 関 記念 栃の木会 |
| (2) 所在地 | 栃木県下野市下古山1220番地 |
| (3) 電話番号 | 0285-52-3710 |
| (4) 代表者 | 理事長 関 佳代子 |

2. 事業所の内容

- | | |
|--------------|---|
| (1) 種 目 | 指定通所介護事業所
老人デイサービスセンターきらら（平成12年3月31日指定） |
| (2) 目 的 | 介護保険法令及び運営方針の趣旨に従いサービス提供を行います。 |
| (3) 名 称 | 社会福祉法人 関 記念 栃の木会 老人デイサービスセンターきらら |
| (4) 所 在 地 | 栃木県下野市下古山1220番地 |
| (5) 電 話 番 号 | 0285-52-3710 |
| (6) 管 理 者 | 施設長 水戸部 和也 |
| (7) 運 営 方 針 | 事業所の職員は、契約者に対する入浴、排泄、食事及び家事の介護その他生活全般にわたる援助を次の方針に従って行います。
①契約者がその有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援いたします。
②日常生活上の支援を行うことにより、契約者の社会参加を促し、家族の心身的負担の軽減を図ります。
③契約者の介護状態の軽減及び増悪防止を図られるよう計画的に行います。
④自らが提供するサービスの質の評価を行い、常に改善を図ります。 |
| (8) 実施地域 | 下野市 ・ 壬生町 |
| (9) 営 業 時 間 | 月曜日～土曜日 ※祝祭日も営業
午前8時30分～午後5時30分 |
| (10) 利 用 定 員 | 20名／1日（通所介護利用を含む） |

3. 職員の配置状況

	き ら ら	
	配置状況	指定基準
管 理 者	1	1
生活相談員	2	1
介 護 職 員	5	2
看 護 職 員	2	1
機能訓練指導員	1	1

4. 提供する介護サービス

(1) 当事業所の通所介護サービスは、御利用者の身体の状況等を考慮し、次のサービスを提供することとします。

- ① 送迎
- ② 健康チェック
- ③ 入浴（清拭、足浴を含む）
- ④ 食事
- ⑤ 排泄（オムツ交換、トイレ誘導）
- ⑥機能訓練（レクリエーション含む）

5. 苦情の受付について

(1) 当事業所における苦情の受付

・苦情解決責任者（1名） 管理者 水戸部 和也

○苦情受付専用窓口 老人デイサービスセンターきらら

TEL 0285-52-3710

受付時間 毎週月曜日～土曜日（8時30分～17時30分）

・苦情受付担当者（1名） 班 長 田野井 裕美

《行政機関その他苦情受付機関》

下野市高齢福祉課介護保険グループ	下野市笹原 26（庁舎 1 階） 0285-32-8904
栃木県国民健康保険団体連合会	宇都宮市本町3番9号 栃木県本町合同ビル内 028-622-7281
福祉サービスの苦情解決 （栃木県運営適正化委員会）	宇都宮市若草 1-10-6 栃木福祉プラザ内 088-622-2941
壬生町保健福祉センター	下都賀郡壬生町大字壬生甲 3843-1 0282-81-1885

6 通所介護サービスの利用料金

		基本額				
		要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
保 険 対 象 分	7 時間以上 8 時間 未満を利用の場合	658 単位	777 単位	900 単位	1,023 単位	1,148 単位
	下野市地域における 1 単位当たりの単価 10.14 円を乗じた 料金	6,672 円	7,878 円	9,126 円	10,373 円	11,640 円
	加算項目					
	項目	単位		下野市地域における 1 単位当たりの単価 10.14 円を乗じた料金		
	入浴加算 (I)	40 単位		405 円		
	サービス提供体制 強化加算 III	6 単位		60 円		
	個別機能訓練加算 (I) イ	56 単位		567 円		
	介護職員特定処遇改善加算 II	利用料金×9.0%				
	自己負担額は、上記の金額の 1 割					

対 象 外	食 費	730 円
	自己負担額 上記の 10 割	

※上記料金は、目安となります。利用回数にて自己負担額が変わってきます。

※負担割合の詳細料金は別紙参照となります。

※ 通常の事業実施区域外への送迎については、次の金額を全額自己負担となります。

①事業所から、片道 5キロメートル未満 500円

②事業所から、片道 5キロメートル以上 1,000円

※家族送迎の場合、片道 47単位の減算(47円)

※その他 実費負担分(別紙料金参照)

①連絡帳

②持参された紙パンツ、尿パットが不足し、施設の物を使用した場合

◆支払方法

自動振替にご利用いただける金融機関は、足利銀行及び栃木銀行となります。（振替手数料は実費負担となります）

前月の利用料金を毎月15日までに請求いたしますので、20日にお申し出の口座から自動振替いたします。なお、30日までに振替不能の場合には、下記のそれぞれの口座に直接お振込をお願いいたします。

足利銀行	おもちゃのまち支店	(普通) 2915549
(名義)	社会福祉法人関記念栃の木会	特別養護老人ホームいしばし
	老人デイサービスセンターきらら	施設長 水戸部 和也

7. 介護保険対象外サービス

- (1) 介護保険における要介護認定がされていない場合及び、利用者に係る介護予防サービス計画（介護予防ケアプラン）が作成されていない場合は、サービス利用の全額を事業所にいったん支払うものとします。ただし、要介護認定、介護予防サービス計画の手続きが完了したあとに自己負担額を除く金額が償還払いされます。
- (2) 介護保険外のサービス提供によるものは全て自己負担となります。

8. サービスの終了

- (1) 契約者の都合でサービスを終了する場合
サービスの終了を希望する日の1週間前までに文書でお申し出下さい。
- (2) 自動終了
 - ・契約者が介護保険施設へ入所、又は死亡した場合
 - ・契約者の介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合
 - ・契約者の介護認定区分が、要支援区分と認定された場合
- (3) 当センターが理由なく正当なサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、契約者は文書で解約を通知することによって即座にサービスを終了することができます。
- (4) 契約者の入院もしくは、病気等により、1ヵ月以上にわたって、サービスが利用できない状態であることが明らかになった場合。
- (5) 契約者が、正当な理由なくサービスの中止をしばしば繰り返した場合、本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合。

9. サービス内容の変更

介護サービスの実施にあたり、サービス利用当日、利用者の体調等の理由で予定されていたサービスの実施ができない場合には、サービス内容の変更、又は中止することがあります。

1 0. 個人情報の取り扱いについて

当事業所は、利用者の心身の状況、その置かれている環境又は家族の情報等を用いる場合は、業務上適切と認められる事項について使用するものとし、利用者本人又は家族からの同意を得てサービスの提供に資することとします。

1 1. 秘密保持について

当事業所の職員は、業務上知り得た利用者及び家族の情報については、正当な理由がない限り情報等を用いる事は禁止することとし、退職後についても同様とします。

1 2. 高齢者の身体的特徴について

高齢になると身体機能低下と皮膚や血管、骨が弱くなることで、内出血や皮膚の剥離、骨折、誤嚥などのリスクが高まります。十分に注意した上で介助させていただきますが、防ぎきれない場合もあることをご了承下さい。

1 3. 虐待の防止について

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的で開催し、その結果について従業員に周知徹底を図っています。
- (2) 虐待防止のため指針の整備をしています。
- (3) 従業員に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。
- (4) サービス提供中に、当該事業所従業員又は擁護者（現に擁護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に報告します。

1 4. 身体拘束について

事業者は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、次に掲げることについて留意して必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び態様等のついての記録を行います。また事業所として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

- (1) 緊急性・・・直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限りします。
- (2) 非代替性・・・身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限りします。
- (3) 一時性・・・利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

15. 衛生管理等

- (1) 指定通所介護の用に供する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じます。
- (2) 必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。
- (3) 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。
 - ①事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底しています。
 - ②事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
 - ③従業員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

16. 業務改善計画の策定案について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定通所介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早朝の業務再開を図るための計画（業務改善計画）を策定し、当該業務改善計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業員に対し、業務改善計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- (3) 定期的に業務改善計画の見直しを行い、必要に応じて業務改善計画の変更を行います。

17. 提供するサービスの第三者評価の実施状況

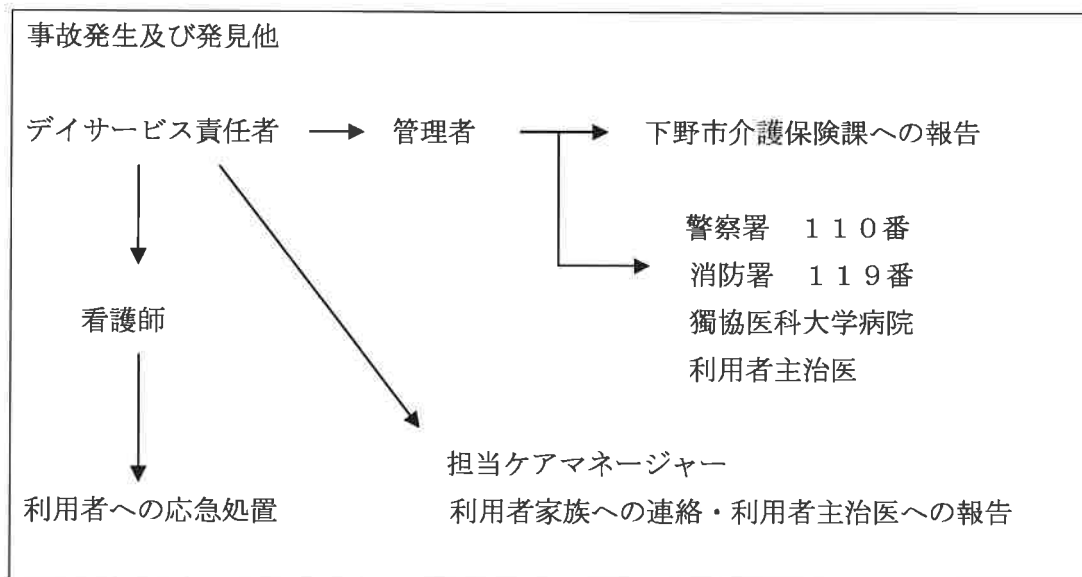
※実施なし

18. 非常災害時の対策

- (1) 非常災害に関する消防計画を立てておくと共に、非常災害に備える為定期的に避難、誘導、救出その他必要な訓練を行います。

19. 緊急時の対応について

当事業所の職員は、利用者の容態急変及び転倒時等には、下記の基本行動に従い、俊敏に行動する事とします。



令和 年 月 日

契約者氏名

(事業者)

住 所 栃木県下野市下古山1220番地
名 称 社会福祉法人 関記念 栃の木会
老人デイサービスセンターきらら
管理者 水戸部 和也

(利用者)

住 所

氏 名

印

(利用者家族または代理人)

住 所

続 柄

氏 名

印